平成２２年（フ）第９０２６号
大阪市淀川区宮原１丁目15番18―1102号
債務者　城　真紀子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８１号
大阪府交野市星田山手１丁目５番22号
債務者　太田　艶子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８６号
大阪府豊中市曽根東町６丁目４番４―105号
債務者　増田　博幸
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８９号
大阪府大東市太子田２丁目14番14号　トモエハイツ６号館401号
債務者　永山　靖浩
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１７号
大阪府東大阪市加納６丁目12―33　303、住民票上の住所大阪府東大阪市加納７丁目25番２―1310号　２―1310
債務者　松藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２１号
大阪市東淀川区菅原１丁目16番９号　ウエストリバー401号
債務者　太﨑　里香
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３２号
大阪府寝屋川市太間町４番１号
債務者　神田　正光
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３４号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目５番６号　トマトハイツ小阪201号
債務者　吉田　　保
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３６号
大阪府枚方市長尾元町３丁目３番11号
債務者　西村小夜子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３１号
神戸市長田区東尻池町２丁目13番14号
債務者　朴　久美子（旧姓神原）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６６号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番201―201号
債務者　河野　規子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番12号メゾンエクレア１階Ｓ号、従前の住所神戸市兵庫区水木通６丁目３番12号北治方
債務者　小原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７１号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番４―701号
債務者　河﨑　健次
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９２号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅70号棟105号
債務者　若松美智子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字三保162番地１
債務者　小倉　幸太
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８６号
鳥取県倉吉市伊木225番地５　河嶋住宅
債務者　岩本　圭弘
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８７号
鳥取県倉吉市上米積809番地４　県営住宅高城第一団地９棟22号
債務者　福井　友広
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部